

# 「研究活動における不正行為への対応等 に関するガイドライン」について

平成26年9月

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 策定の背景

## 背景

○文部科学省では、これまで「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)を踏まえて、大学等の研究機関に対して必要な対応を実施。

○しかしながら、研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことから、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」のとりまとめ(平成25年9月)、及び「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議」の審議のまとめ(平成26年2月)等を踏まえ、ガイドラインを見直し。

# 新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 基本的方針

## 基本的方針

- ◆ **文部科学大臣決定として、新たなガイドラインを策定。**
- ◆ **従来、研究活動における不正行為への対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、今後は、研究者自身や科学コミュニティの自律を基本としながらも、研究機関が組織を挙げて不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る。**

# 新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 今後のスケジュール

## スケジュール

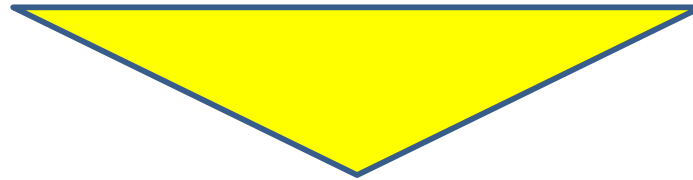
●本ガイドラインは平成27年4月1日から適用する。

第3節及び第4節については、平成27年度当初予算以降（継続含む。）における文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動を対象とする。

●平成27年3月31日までを本ガイドラインの適用のための「集中改革期間」とし、関係機関において実効性のある運用に向けた準備を集中的に進める。

## FAQ①

Q. 平成26年度以前の予算による研究活動において不正行為が発生した場合は措置の対象とならないと考えてよいですか。

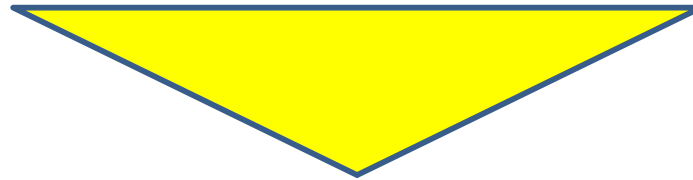


A. 平成26年度以前の予算における研究活動(その研究成果を平成27年度以降に発表した場合も含む。)による不正行為は、新たなガイドラインの措置の対象とはなりません。ただし、配分機関等がそれぞれのルール等に基づき措置を講じることを妨げるものではありません。

なお、平成26年度以前の予算における競争的資金において不正行為が発生した場合、旧ガイドライン等に基づき、競争的資金の返還、競争的資金への申請及び参加資格の制限の措置が講じられることとなります。

## FAQ②

Q. 他府省又は企業からの受託研究等による研究活動の不正行為は、適用対象外となりますが、どのように対応すればよいですか。



A. 他府省等が配分する競争的資金等による研究活動の不正行為への対応については、別途他府省から示されるガイドライン等に基づき対応していただくこととなります。

なお、研究活動における不正行為の問題は、文部科学省の所掌の範囲に閉じるものではなく、政府を挙げて取り組むべき課題であることから、各府省とも連携・協調を図っていくことが不可欠であり、今後、文部科学省のガイドラインが示す対応策について、関係府省においても可能な限り統一的な運用がなされるよう、関係府省に働きかけを行う予定です。

また、企業からの受託研究等については、企業における自己資金を原資とした研究ではありますが、公正な研究活動を推進するためにも、不正行為が発生した場合は、研究機関において適切に対応していただくこととなります。

### 第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

#### 【研究活動における不正行為】

●研究活動における不正行為とは、研究者倫理に背馳し、研究活動、研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学コミュニケーションを妨げる行為にほかならない。

具体的には、

- ◆得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用
- ◆このほか、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどが不正行為として認識されるようになってきている。

# 新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 第1節概要 (2)

## 第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

### 【不正行為に対する基本姿勢】

●研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。

### 【研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律】

●不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。



### 第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

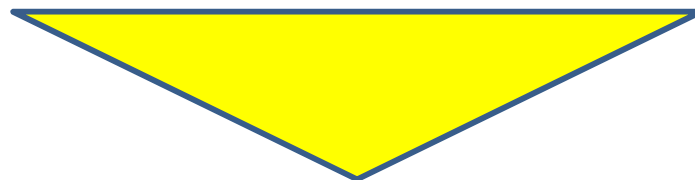
#### 【大学等の研究機関の管理責任】

●大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつくられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進。

- ◆共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化
- ◆複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の代表研究者が研究成果を適切に確認
- ◆若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援助言（メンターの配置等）

## FAQ 1-①

Q.どのような行為が二重投稿や不適切なオーサーシップに該当するかの判断基準について、今後どのように示される予定でしょうか。

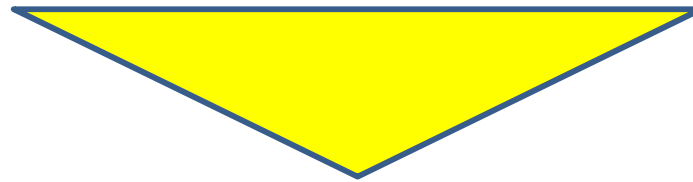


A. 二重投稿や不適切なオーサーシップなどの特定不正行為以外の不正行為については、分野に応じた具体的な検討が必要であるため、文部科学省では、日本学術会議に対して、平成27年3月までに、審議を依頼しております。

(参考) 日本学術会議に審議の依頼をした事項

- 1 実験データ等の保存の期間及び方法 (研究分野の特性に応じた検討)
- 2 研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務
- 3 特定不正行為以外の不正行為の範囲
- 4 研究倫理教育に関する参照基準
- 5 各大学の研究不正対応に関する規程のモデル
- 6 その他研究健全化に関する事項

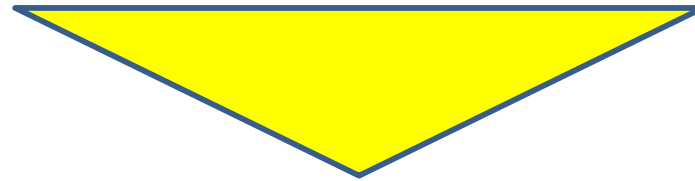
Q. 「研究機関において、共同研究における個々の研究者等がそれぞれの役割分担・責任を明確化すること」とは、具体的にどのようなことを想定していますか。



A. 研究機関において、共同研究が適切に行われるよう、例えば、代表研究者に、共同研究者間において、研究目的や内容、業務、役割分担、責任等を明確にし、相互に理解することを求めるなど、責任ある研究体制を確保するための方針もしくは規程等を整備していただくことを想定していますが、共同研究の実情を踏まえ、不正行為を防止するための実効的な取組を検討し、推進していただきたいと考えております。

## FAQ1—③

Q. 「若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等がなされる環境整備（メンターの配置等）」とありますが、メンターは具体的にどのような役割を担うことを考えていますか。



A. メンターの役割は、若手研究者等が自立して研究することができるよう、研究室運営のノウハウを修得させ、また自ら筆頭研究者として外部資金を獲得できるようにするために広範な支援・助言等を行うことを想定しています。

### 第2節 不正行為の事前防止のための取組

#### 【不正行為を抑止する環境整備】

##### 1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

●大学等の研究機関：「研究倫理教育責任者」の配置など必要な体制整備を図り、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施

●大学：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進

●配分機関：競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認

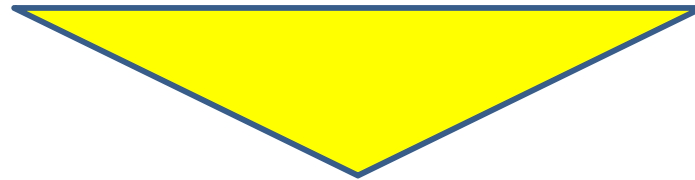
##### 2 大学等の研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

#### 【不正事案の一覧化公開】

●不正行為が行われたと確認された事案について、文部科学省にて一覧化し、公開

## FAQ 2-①

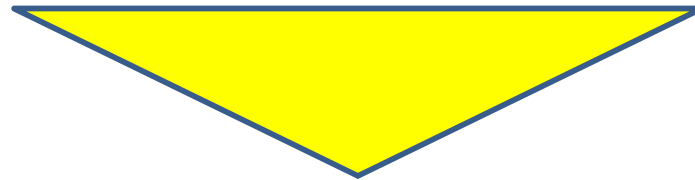
Q. 「研究倫理教育責任者」は、研究費のガイドラインにおいて設置が求められている「コンプライアンス推進責任者」と別に設置する必要がありますか。



A. 研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者は、それぞれのガイドラインで示される研究倫理教育、コンプライアンス教育の着実な実施に対応するための責任者であり、それぞれに設置していただく必要があります。ただし、研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者についてそれぞれの対応が行われれば、両者については同一者でも問題ありません。

## FAQ 2-②

Q. 「研究倫理教育に関するプログラムの開発推進」について、文部科学省は、具体的にどのような取組を行っていますか。



A. 文部科学省は、現在、日本学術会議及び日本学術振興会と連携し、研究倫理教育に関する標準的なプログラムの作成を行っており、今秋には、プログラム(テキスト版)を公表する予定です。なお、本プログラムのe-learning教材の開発・普及に係る予算を要求しています。文部科学省では、引き続き、研究現場の実情や研究活動の多様性、研究分野の特性等も踏まえつつ、実効性の高い研究倫理教育に関するプログラムとするために支援を行い、内容の改善を図ることとしています。

研究機関においては、これらの内容や既に研究機関において先行的に実施しているプログラムを参考に、機関の実情に合ったプログラムを選定し、研究倫理教育を実施していただきたいと考えています。

## (参考) 研究倫理向上のための取組例

### 【「科学者の行動規範」に基づく研修プログラム】

日本学術会議「研究活動における不正の防止 策と事後措置－科学の健全性向上ために－」  
(平成25年12月26日)において、

「すべての研究者が不正行為や利益相反への対処を含めた「科学者の行動規範」を学習し、それに基づいて行動するように、研究機関や学会等において研究倫理に関する研修プログラムを開発して実施することが必要」

とされたことを踏まえ、日本学術振興会は、日本学術会議と連携・協力して作成中。

#### ○プログラムの構成

1. 責任ある研究活動とは
2. 研究計画を立てる際の責任
3. 研究を進める上での責任
4. 研究成果を発表する上での責任
5. 研究成果を守る上での責任
6. 共同研究で責任ある研究活動をどう進めるか
7. 研究にかかるお金を適切に使用する責任
8. 科学研究の質の向上に寄与する責任
9. 社会の中で科学者が果たすべき役割

平成26年秋 研修プログラム（テキスト版）公開（予定）

※引き続き、電子教材化に向けて検討

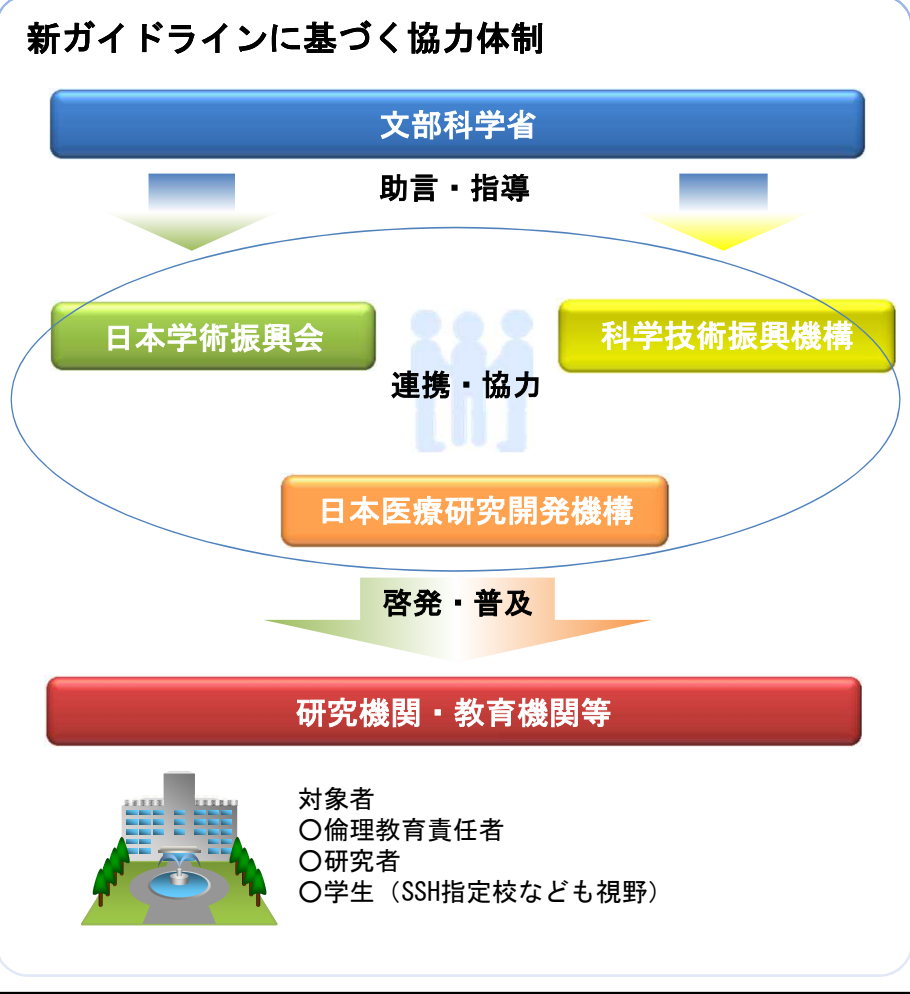


## 背景

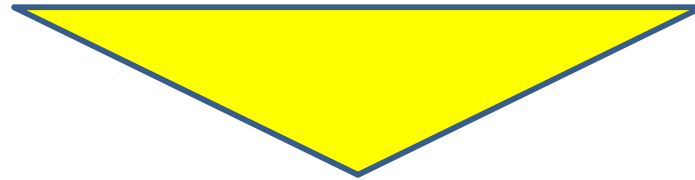
- 競争的資金等の研究資金を通じ、多くの研究成果が創出される一方で、研究活動における不正行為への対応も求められている。このため、文部科学省においては、新たに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を策定し、配分機関に対し、以下の事項を文部科学省と連携して実施することを求める。
- ① 研究倫理教育に関する標準的なプログラムや教材の作成、各研究機関の研究倫理教育責任者の知識向上のための支援
  - ② 競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に対する研究倫理教育の実施確認

## 事業概要

<日本学術振興会> (80百万円)	<科学技術振興機構> (80百万円)	<日本医療研究開発機構> (40百万円)
<b>研究倫理教育教材の開発・普及</b>		
○全研究分野対象の教材の開発及び電子教材の開発・普及 (65百万円)	○分野別教材(医療分野除く)の開発(パンフレット・DVD等)及び電子教材の開発・普及 (27百万円) ○ポータルサイトの作成・配信運営 (16百万円)	○分野別教材(医療分野)の開発(パンフレット・DVD等)及び電子教材の開発・普及(20百万円)
○競争的資金等事業との連携整備、研究機関等による活用の促進		
<b>研究倫理教育高度化</b>		
○各研究機関において、研究倫理教育が着実に行われ、かつ、高度化がなされるよう、研修会やシンポジウムの実施等を通じて、連携をしながら支援(JSPS:5百万円、JST:11百万円、A-MED:10百万円)		
	○個別事案の情報把握やポータルサイトの高度化等のための研究公正推進担当者(計4名程度)の配置 (16百万円)	
<b>不正防止・対応相談窓口</b>		
○研究機関における不正行為を防止する体制の構築の相談対応・助言 (各10百万円)		
	※ 各機関独自の基盤整備は別途予算	
<文部科学省> ○ガイドラインに基づく履行状況調査等 (7百万円)		



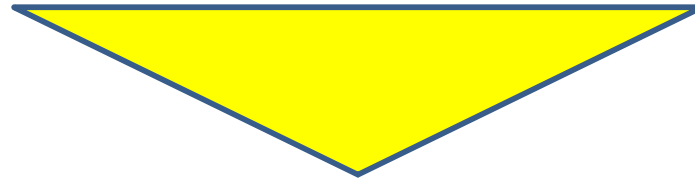
Q.各研究機関の研究倫理教育の受講対象者は、広く研究活動に関わる者とありますが、どこまで広げる必要がありますか。



A. 研究倫理教育の受講対象者は、基本的には研究者を想定しておりますが、加えて、将来研究者を目指す人材や研究支援人材など広く研究活動に関わる者についても、各研究機関において、業務や専門分野の特性等も踏まえ、研究倫理教育を受講できるよう、適切に配慮していただきたいと考えております。

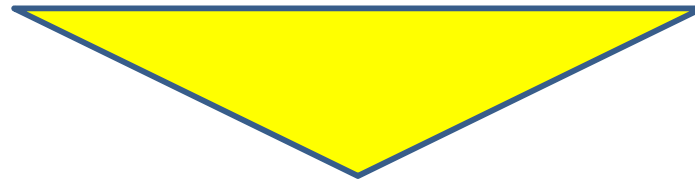
## FAQ 2-④

Q. 各研究機関は、研究者、大学院生、学部学生等の各々の者に具体的にどのような研究倫理教育を行えば、最低限ガイドラインを踏まえた取組であると判断されるのか、その判断基準を示していただけませんか。



A. ガイドライン上、広く研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を行うことを求めています。特に、研究機関に所属する研究者に対しては、文部科学省が日本学術会議と日本学術振興会と連携して作成する標準的な倫理教育プログラムと同等の研究倫理教育を実施していただく必要があります。学生に対する研究倫理教育の提供方法及び内容については、各大学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、前述の標準的な倫理教育プログラムや大学間が連携して作成した教育プログラム(例：CITI Japan)に準じた教育が行われることが望ましいと考えます。

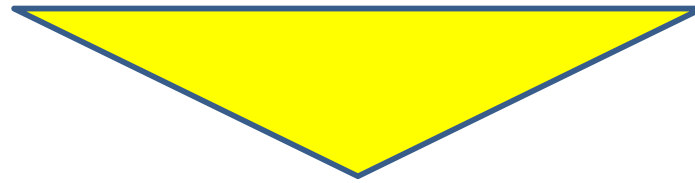
Q. 平成27年4月1日までに体制整備ができなくともよいのでしょうか。



A. 平成27年3月31日までを「集中改革期間」としており、その期間内において、各機関においては、本ガイドラインが求める規程の整備等を随時行っていただきたいと考えております。なお、履行状況調査については、平成27年度においては、施行初年度ということを勘案し、夏以降の実施を予定しております。

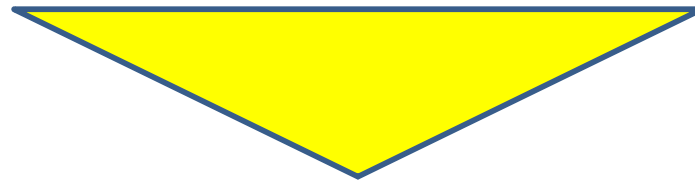
## FAQ 2-⑥

Q. 競争的資金等の配分に際し、研究倫理教育の受講の義務化が示されていますが、応募者等が受講すべきプログラムはどのように示されるのでしょうか。例えば、ある競争的資金等においてはCITI Japanのプログラムの受講を義務付け、別の競争的資金等においてはJSPS作成プログラムの受講を義務付けるといったような状況は、研究者の負担等の観点から避けていただきたいです。



A. 配分機関が一義的に受講することが望ましいプログラムを示していた場合でも、別のプログラムを受講していた場合、内容的に同等であればそちらで代替が可能であるよう運用していくよう、調整していきたいと考えております。

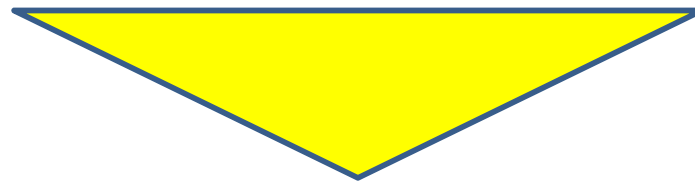
Q.研究データの保存・開示について、各研究分野に応じて、保存対象や期間の具体的な例示を示していただきたいです。



A. 御指摘のとおり、研究データの保存対象や期間については、一定の目安を示すことが必要であると考えていますが、具体的には、分野に依る部分が大きいため、現在日本学術会議に対し、分野ごとに保存期間や方法について一定の指針を示すよう、審議を依頼し、検討いただいております。中間まとめについては、年明けには公開し、その後、最終回答を3月にとりまとめる予定と聞いております。

## FAQ 2-⑧

Q.平成26年度以前に作成した研究データについて、平成27年4月時点で既に廃棄されていた場合は、やむを得ないということによいか。また、今後26年度以前の研究データの義務づけはなされないということによいでしょうか。



A. ガイドライン上、平成26年度以前の研究データの義務づけはなされておられません。しかしながら、故意による研究データの破棄や不適切な管理による紛失は、責任ある研究行為とはいえず、また、不正行為の疑いを受けた場合に自己防衛ができなくなるため、望ましいものではありません。なお、平成18年ガイドラインから、不正行為の疑惑への説明責任は研究者に課されており、データの不存在により証拠を示せない場合は不正行為と認定されることがあります。

### 第3節 研究活動における特定不正行為への対応 (組織の管理責任の明確化)

#### 【違反の対象となる不正行為(特定不正行為)】

●故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、盗用

#### 【大学等の研究機関、配分機関における規程・体制の整備及び公表】

●研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を整備し、公表

- ◆不正行為に対応するための責任者の明確化、責任者の役割や責任の範囲を定めること
- ◆告発者等の秘密保持の徹底、告発後の具体的な手続きの明確化
- ◆特定不正行為の調査の実施などについて、文部科学省等への報告義務化



# 新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

## 第3節 概要(2)

### 第3節 研究活動における特定不正行為への対応 (組織の管理責任の明確化)

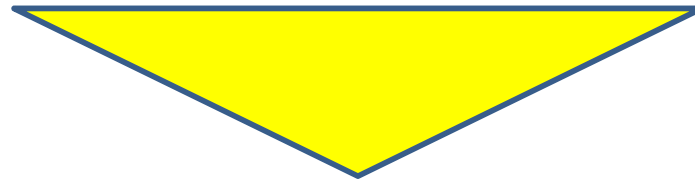
#### 【特定不正行為の告発の受付、事案の調査】

●特定不正行為の告発の受付から、事案の調査（予備調査、本調査、認定、不服申立て、調査結果の公表等）までの手続き・方法

- ◆告発・相談窓口の設置・周知 ※告発・相談窓口の第三者への業務委託も可能
- ◆大学等の研究機関における調査期間の目安・上限の設定
- ◆調査委員会に外部有識者を半数以上入れること  
(利害関係者の排除についても規定)
- ◆調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督のもと再現実験の機会を確保
- ◆調査の専門性に関する不服申立ては、調査委員を交代・追加等して審査

## FAQ 3-①

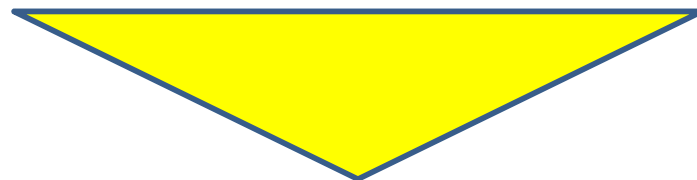
Q.対象とする研究活動について、競争的資金だけでなく、基盤的経費にまで拡大するとされているが、その趣旨を教えてください。



A. 従来のガイドラインにおいては、競争的資金を活用した研究活動のみを対象としておりましたが、昨今、競争的資金のみならず、基盤的経費で行われた研究活動においても不正行為が認定される事案が発生していることに鑑み、今般のガイドラインの見直しにおいては、基盤的経費により行われる研究活動も対象としました。なお、基盤的経費により行われた研究活動における特定不正行為に関して、研究費の返還等に関する措置について、本ガイドラインでは一律に対応を定めておらず、研究機関において適切な対応が求められます。

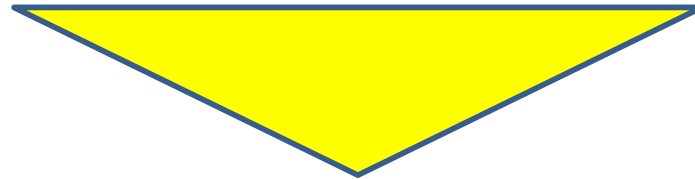
## FAQ 3-②

Q.本ガイドラインの研究者に学生は含まれますか。また、学位論文における不正行為は本ガイドラインの対象ですか。



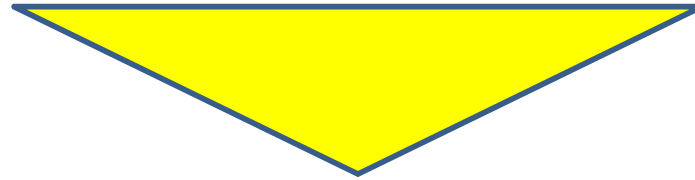
A. 原則学生は、研究者には含まれませんが、学生であっても、競争的資金等を受給するなど、文部科学省の予算の配分又は措置により研究活動を行っている場合には、本ガイドラインの対象とする研究者とみなされ得ます。また、本ガイドラインは、研究活動における不正行為への対応等を定めたものであるため、大学院の教育の一環として作成される学位論文における不正行為は、本ガイドラインの対象とはなりません。

Q.各節で「研究活動における不正行為」の定義が異なっていますが、どのような違いがあるのですか。



A. 第1節及び第2節においては、広く研究者倫理に反する行為も含め、研究活動における不正行為としています。第3節及び第4節においては、上記のうち、「捏造、改ざん及び盗用」を「特定不正行為」と定義し、本ガイドラインに基づき、告発や調査の対象となり得る不正行為であり、特定不正行為と認定された場合には、研究者や研究機関に対して競争的資金等の返還などの措置が講じられる対象としています。

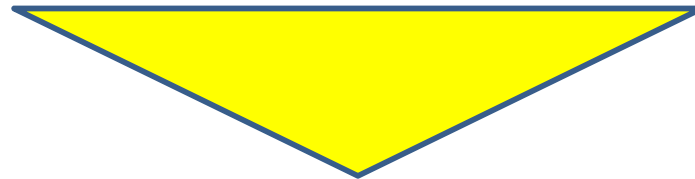
Q. 「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務」の具体的な定義を示してください。



A. 「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務」については、分野に応じた具体的な検討が必要であるため、現在、日本学術会議に対し、分野に応じた具体的な指針を示すよう、審議を依頼し、検討いただいております。結果がとりまとまり次第、結果を公表させていただきます。

## FAQ 3-⑤

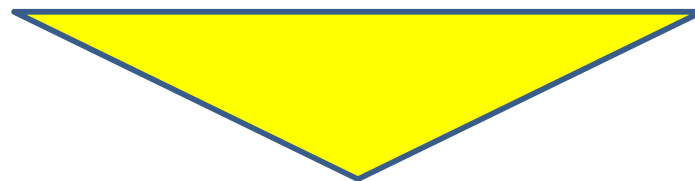
Q.未発表の研究成果については、第3節の不正行為の対象とはなり得ないのでしょうか。また、投稿論文の場合、論文が掲載された時点で「発表」とみなすのか、それとも論文を投稿した時点で「発表」とみなすのかご教示ください。



A. 第3節で対象とする不正行為は、発表された研究成果を対象としており、未発表の研究成果は対象となり得ません。各研究機関において、適切に対応されることが求められます。投稿論文については、論文が掲載された時点を発表とみなします。したがって、論文を投稿したものの出版社によって掲載を拒否された研究成果など、公表されていないものについては、本ガイドラインの対象外となります。

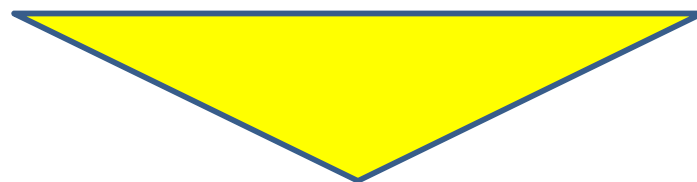
## FAQ 3-⑥

Q. 「書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発が行われた場合は、研究・配分機関は告発者に告発を受け付けたことを通知する。」とありますが、書面による告発などを受け付けない場合、告発として受け付けない旨を告発者に通知する必要がありますか。



A. 本ガイドラインにおいては、書面による告発を告発として受け付けないと判断した場合の通知を行うことを求めておりません。なお、告発として受け付けるか否かについては、できるだけ速やかに判断し、告発者から別途の問い合わせがあった場合に、告発として受け付けない理由等について適切に回答できるようにしておくことが望ましいです。

Q. ある研究者が、雇用関係を結んでいるA研究機関とは異なるB研究機関において客員研究員として委嘱され、B研究機関の施設・設備を専ら使用して行った研究活動に係る告発があった場合、「所属する研究機関」とは、A研究機関かB研究機関のどちらになるのでしょうか。

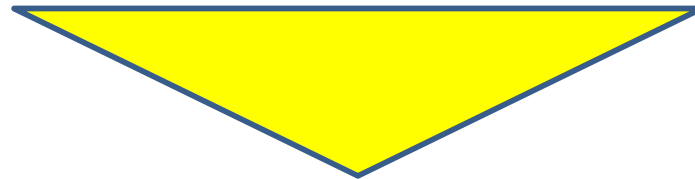


A. 「所属する研究機関」とは、雇用関係を結んでいるA研究機関となります。なお、被告発者が現に所属している研究機関とは異なる研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合の調査については、現に所属する研究機関と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行うこととしており、この場合も、A研究機関とB研究機関が合同で調査を行うことが想定されます。



## FAQ 3-⑧

Q.新ガイドラインでは、「公表する調査結果の内容〈項目等〉は調査機関が定めるところによる」と変更されたが、特定不正行為に関与した者の氏名について、公表しない方がよいケースがあるのでしょうか。



A. 御指摘の変更については、本ガイドラインでは組織の管理責任を明確化する観点等に鑑み、調査結果についてどこまで公表すべきかという点は各調査機関で判断すべき事項として整理しております。

### 第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

#### 【特定不正行為に対する研究者、大学等の研究機関への措置】

- 特定不正行為に係る競争的資金等の返還（※）

- 競争的資金等への申請及び参加資格の制限（※）

（※競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の不正行為も対象とする。）

#### 【組織としての管理責任に対する大学等の研究機関への措置】

##### 1 組織としての責任体制の確保

- 研究活動における不正行為への対応体制の整備等に不備があることが確認された場合、文部科学省が「管理条件」を付与

- 管理条件の履行が認められない場合、機関に対する「間接経費」を削減等の措置

##### 2 迅速な調査の確保

- 正当な理由なく特定不正行為に係る調査が遅れた場合、「間接経費」の削減措置

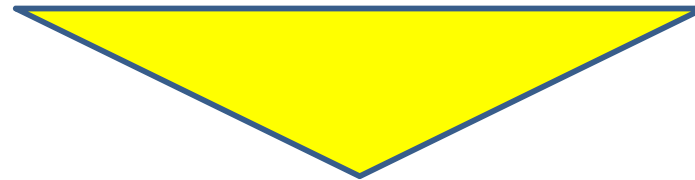
# (参考)不正行為を行った研究者に対する応募資格の制限等について

## 【不正行為認定者を交付対象から除外する期間】

不正行為の関与に係る分類		学術的・社会的影響度、行為の悪質度	除外期間
不正行為に関与した者	ア) 研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者	学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いもの 5～7年
		上記以外の著者	学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいもの 3～5年
	ウ) ア)及びイ)を除く不正行為に関与した者		2～3年
	不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任を負う著者		学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いもの 2～3年
		学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいもの 1～2年	1～2年

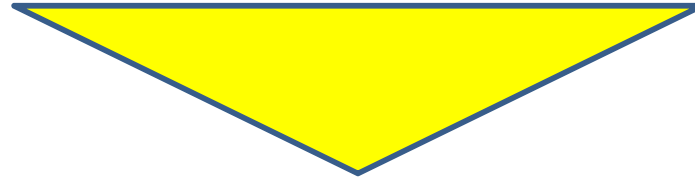
## FAQ 4-①

Q. 特定不正行為と認定された者に対する配分機関等の措置の決定は、どのように行われますか。



A. 配分機関等は、あらかじめ特定不正行為と認定された研究に係る研究分野の研究方法や、特定不正行為についての的確な判断を下すために必要な知見を持ち、被認定者や当該特定不正行為に係る研究に直接の利害関係を有しない有識者で構成される措置を検討する委員会を設置し、調査機関から特定不正行為を認定した調査結果が提出され、それを確認した場合は、当該委員会に検討を依頼し、その検討結果を踏まえ措置を決定することとなります。

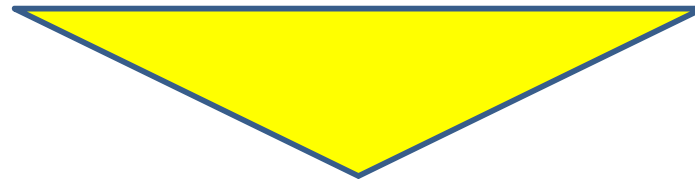
Q.「管理条件」として、どのような条件が考えられますか。



A. 管理条件は、機関の体制整備等の状況について調査した結果、ガイドラインが求める事項を実施するための規程等が整備されていない場合、また、規程等は整備されているが、それに基づき実施されていない場合に、個別に改善事項とその履行期限を示して付与するものです。

## FAQ 4-③

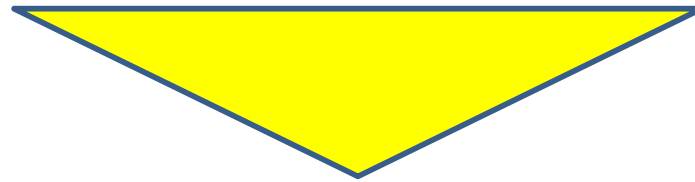
Q「管理条件の付与」等の措置を講じるに当たっては、その妥当性等について慎重な検討が必要であると考えますが、この点についてどのように考えていますか。



A. 措置を講じるに当たっては、不備の内容等を踏まえた慎重な検討が必要であると考えます。そのため、措置の検討に当たり、有識者による検討を踏まえること、機関に対して弁明の機会を付与することとして  
います。

## FAQ 4-④

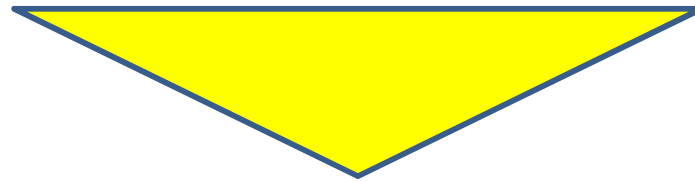
Q. 「間接経費の削減」と「配分の停止」措置について、不正行為に無関係な部局や研究者も影響を受けることになり、適切な措置でないと考えます。この措置を定めたのはどうしてですか。



A. 今回のガイドラインにおいては、従来、研究者個人に委ねられていた研究不正への対応について、研究機関も責任を持って不正行為を事前に防止するための体制を整備することを求めています。文部科学省は、これらの対応を研究機関が適切に実施できていないと認めた場合には、一定の管理条件を付すこととしており、その上で、管理条件の履行が十分でないと判断した場合に限って、間接経費の削減を行うこととしております。

## FAQ 4-⑤

Q. 管理条件の履行が認められない場合、当該研究機関全体に対する競争的資金の間接経費措置額を削減するのか。例えば、当該機関の一定の部局で管理条件が履行されていない場合、当該条件が履行されている他の部局も当該競争的資金の間接経費措置額の削減の対象になるのか。



A. 組織としての責任体制の確保を求めるものであるため、一部の部局で管理条件の履行がなされていない場合であっても、研究機関全体に対する措置となります。



### 第5節 文部科学省による調査と支援

#### 【研究活動における不正行為への継続的な対応】

●文部科学省に有識者による検討の場を設け、フォローアップ等を継続的に実施

#### 【履行状況調査の実施】

●大学等の研究機関に対し、本ガイドラインを踏まえた履行状況調査を実施し公表

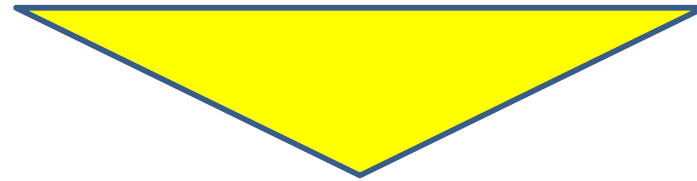
#### 【研究倫理教育に関するプログラムの開発推進】

●文部科学省は、日本学術会議や配分機関と連携し、研究倫理教育に関する標準的なプログラムや教材の作成を推進

#### 【大学等の研究機関における調査体制への支援】

●大学等の研究機関において十分な調査を行える体制にない場合は、日本学術会議や配分機関と連携し、専門家の選定・派遣等を支援

Q.履行状況調査の予定時期及び予定機関数を教えてください。



A. 履行状況調査の実施方針等については、毎年度定めることとしております。対象機関の選定に当たっては、不正行為の事案が確認された機関のほか、競争的資金の受給状況等を基に、一定数を抽出して実施することを考えています。実施時期については、調査対象となった機関の準備期間等を考慮して適切に定める予定です。なお、平成27年度においては、施行初年度ということを勘案し、夏以降の実施を予定しております。

## FAQ 5-②

Q. 履行状況調査では何を確認するのか教えてください。特に、研究倫理教育に係る体制や実施状況について、履行状況調査では具体的に何を確認するのか教えてください。

A. 履行状況調査では、ガイドラインの第2節の不正行為の事前防止のための取組や第3節の研究活動における特定不正行為への対応のための規定・体制の整備の状況など、ガイドライン上求められている事項のすべてについての実施状況が調査対象となります。

具体的な確認事項については、今後、外部有識者からなる委員会において、履行状況調査に係る指針を定めて対応することとなりますが、研究倫理教育に関しては、「研究倫理教育責任者」が設置されていることや、研究機関に所属する研究者に対して、文部科学省が日本学術会議と学術振興会と連携して作成する標準的な倫理教育プログラムと同等の研究倫理教育がなされていることなどを確認することが想定されます。

## 【研究活動における不正行為に関する相談窓口】

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課人材政策推進室

・直通電話：03－6734－4021

・E-mail：[kiban@mext.go.jp](mailto:kiban@mext.go.jp)

人材政策推進室では、研究活動の不正行為への対応のガイドラインを示し、各機関における体制等の整備や厳正な運用を求めているところです。

これに関し、一般的なご質問・ご相談がある場合は、お問合せください。